

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
2	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
5. 税制						
1	日機輸	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	・OECDをはじめBEPSプロジェクト参加国の間で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないもの。各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重（または多重）課税となりかねない複雑な課税に繋がることが懸念される。それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業（資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外）であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス（課税の根拠となる結びつき）のある市場国・地域へ配分されることになっている。	継続	・既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止して頂きたい。 ・今後予定される各種条約、ガイダンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間においても実務的にも対応可能な制度設計として頂きたい。	・New draft guidance (2020年3月23日及び30日) ・BEPS2.0プロジェクト
6. 雇用						
1	日機輸	柔軟ではない雇用環境	・雇用環境について、2021年から進展は無い。現在のフランス労働法制は離職をさせないことが基本となっているために、事業拡大を継続できない限り、構造的に高齢化が進むことになってしまい、対仏投資の進展の妨げになっている。企業の生産性の向上や労働コストの低減の観点からも、有期雇用や短期雇用の更なる柔軟性が期待される。	継続	・改正労働法等による改善策、解釈の法制化。 ・安定的な社会の創出。	
2	日機輸	事業譲渡に伴う雇用継続義務	・事業譲渡を行う法人が雇用している従業員を譲受する法人が雇用継続をする義務があるため、より生産性の高いオペレーション提供・投資および外国企業進出の足かせになっている。	継続	・TUPE撤廃。 ・条件の緩和。	・Transfer of Undertakings Protection of Employment (TUPE, 英国) ・2001/23/EC
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	一次的居住者の通関申告の不可	・従来はアパートなどの一時的な住居であっても、船便、航空便に関して日本からの届け出が出来たが、2023年より定住居でないと同便の通関が出来なくなった。新規赴任者への影響が懸念されるため、従来と同様の通関方法への変更を可能であれば希望したい。	継続	・定住居以外のアパートなど一時的な住居の住人であっても、船便、航空便に関して、日本にいる際に、フランス輸入通関の届け出を可能にして頂きたい。	
2	日機輸	運転免許証取得手続の遅延	・行政手続きに関して、在留許可発給の迅速化、運転免許証書き換えははずれも、コロナ禍で申請の電子化が進み、以前との比較において、発給までの時間が短縮された。更なる簡素化が望まれる。	継続	・行政による迅速な課題解決。	
3	日機輸	運転免許取得にかかる日本の運転免許証提出後の未返却	・当地での運転免許取得に関して、日本の運転免許証を預けなければならぬが、返却が行われない。日本での免許証の再発行ができず、新規取得が必要になる可能性がある。	継続	・仏国における運転免許取得の際に預ける日本の免許証を、帰国の際に一時的に返却する制度を作って頂きたい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	私的複製補償金制度	<p>・私的複製補償金制度の受益者が料率表を決定するという不公平な制度になっているため、常に事業者にとって不利な料率表が一方的に決定されている。</p> <p>また、補償金収入の25%が文化振興に使用されていることから、政府も受益者として不公正な補償金制度を支持している。それに加え、現行料率表は法的疑義のあるものであるため、事業者は法的安定性・公平性に欠く状況の中で対象製品の企画販売及び補償金の支払を強いられている。</p> <p>新しい私的複製補償金制度は2020年12月17日より設定され、同年2月1日より適用。</p> <p>2019年以降、BluRayの補償金は減少。再調整された製品に補償金を課す最近の議論に懸念。</p>	継続	<p>・制度趣旨及び製造者の意向も十分に反映した公平な制度運用をすべきである。</p> <p>・また、補償金を文化振興のために使用することはディレクティブ違反であるのでやめるべきである。</p>	知的所有権法典に関する1992年7月1日の法律（法律第92-597号）第311の5条
2	日機輸	通常実施権の対抗要件	<p>・通常実施権が登録されている場合には、当該通常実施権を第三者に対抗することができ、登録されていない場合にも、悪意の第三者に対しては対抗することができる。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。</p> <p>また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。</p> <p>実際に、実施許諾を受けている特許権に基づいて提訴される事件が発生している国もあり、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。</p>	継続	<p>・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにして頂きたい。</p>	・フランス知的財産法第L613条9
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	不合理な化学物質規制・EUとの不整合	<p>・2020年2月に、包装物は2022年1月1日から、その他印刷物は2025年1月1日から鉛物油の使用を禁止する規制が発効された。</p> <p>一部の種類の印刷用インキには鉛物油が添加されており、製造コスト上代替品への変更が容易でない。また、2025年から鉛物油の閾値が下げられることから、添加されていない場合でも、不純物のために閾値を満たせるかわからず、代替も難しいと上流サプライヤーで混乱が生じている。フランス以外では同等の規制がなくEU域内流通を妨げる等、製造・販売活動に支障を来す恐れがある。</p>	変更	<p>・過大な製造コスト増加を強いられる規制、EU域内流通を妨げるフランス独自の規制は設けないで頂きたい。</p>	<p>・ Law no. 2020-105 of 10 February 2020 on the fight against waste and the circular economy</p> <p>・ Decree No. 2020-1725 of 29 December 2020 on various adaptation provisions relating to extended producer responsibility</p>
2	日機輸	不合理な化学物質規制・EUとの不整合	<p>・2025年よりMOSH（ミネラルオイル飽和炭化水素類：mineral oil saturated hydrocarbons）禁止、MOAH（ミネラルオイル芳香族炭化水素類：mineral oil aromatic hydrocarbons）禁止という規制があるが、現状、多くのインクメーカーでMOAH・MOSHを使用している。代替技術は存在するものの、コストが高い事に加え、品質が劣っており、技術上完全に代替できていない。特に印刷剥離しやすい素材に印刷する場合、鉛物油が必須という情報がインクメーカーから寄せられている。技術開発が2025年までに終わらないことが懸念される。</p>	継続	<p>・代替技術が一般的に使用可能となるまでの禁止の延期。</p>	<p>・包装材と印刷物に使用される鉛物油の禁止に関する大臣令 Arrêté du 13 avril 2022 précisant les substances contenues dans les huiles minérales dont l'utilisation est interdite sur les emballages et pour les impressions à destination du public</p>
3	日機輸	不合理な化学物質規制・EUとの不整合	<p>・2022年1月1日より、製品に含まれる含有化学物質情報の開示を求める法律が施行されている。本法律の要求は欧州REACH規則を超えた要求であり、EU域内での自由流通を妨げかねない。また、情報開示の要件が不明確である。</p> <p>さらに、対象物質として規定されている欧州REACH規則の高懸念物質の含有情報については、既にSCIP databaseにて一般公開されている。それにもかかわらず、フランス当局がSCIP databaseでの情報開示を認めない場合、メーカーは不明確な要求に対して対応を迫られることになり、時間的にも無駄が生じる。</p>	継続	<p>・欧州REACH規則の高懸念物質の含有情報については、SCIP databaseによる情報開示を認めて頂きたい。</p> <p>・また、メーカーやディーラーが準備するために十分な猶予期間を設けるべきである。</p>	<p>・ Law no. 2020-105 of 10 February 2020 on the fight against waste and the circular economy</p>
4	日機輸	不合理な化学	<p>・インク中の鉛物油を日程付きで規制しており、インクそのものだけではなく</p>	継続	<p>・EUの既存指令との整合が必要。EU</p>	<p>・循環経済法112条</p>

※経由団体：各個人の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		物質規制・EUとの不整合	く、そのインクを使用する包装や印刷物も規制対象となっている。細則は下位法令(decreet)が発行された。 鉱物油の具体的なCAS指定などが現状なされていない。 また、極端に低い閾値は回避されたものの、CAS指定がないため、その調査・証明が困難であり、サプライチェーンが混乱することが懸念される。		CLP規則などで有害性が認められた物質に限定するなどの対応が必要。 ・CAS指定のない物質制限はサプライチェーンの負荷を高めるだけであり、REACHなどの規制に一致した規制内容とするよう改善を求める。	
5	日機輸	包装材のリサイクル規制の不合理、不透明	・2025年1月1日以降、スチレン系ポリマーまたはコポリマーの全部または一部を使用した、リサイクル不可能な包装は禁止。 フランスリサイクルスキーム(CITEO)は、ポリスチレン(PS)包装材はリサイクル可能だが、発泡ポリスチレン(EPS:いわゆる発泡スチロール)包装材はリサイクルが困難としていたが、大型EPS包装についてリサイクル試験を開始。しかし、その可否の最終判断が不透明であり、またどのサイズからが大型に属するののかも不明で、対応に苦慮している。	新規	・この法規制は、EUに対して通達していないとの情報がある。EU域内での製品の流通を大きく阻害することから、法自体の撤回を要望。 ・撤回されない場合、少なくとも大型の発泡スチロールは禁止対象とし、具体的なサイズなどを早々に定義することを要望。 ・詳細の決定が遅れており、切り替え対応に時間を要することから、禁止開始の延期を要望。	・フランス気候変動対策・レジリエンス強化法第23条、第L541-15-10条
6	日機輸	フランス環境法	・フランス政府は廃棄物と循環経済と戦う法律「Economie circulaire」を2020年2月10日に公布。 製品の環境品質と特性に関する消費者向け情報について、2022年4月29日に公布された法令。	変更	・エコメーカーであることのコミットメントを考慮に入れる必要あり。このフランスの法案は、環境保護に関するEU規制/指令の例として取り上げられている。そうではあるが、内部市場の断片化を避け、EU加盟国内でEUの調整を求める。	・Loi n° 2020-105 du 10/02/2020 relative à lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire.
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・ペアレンタルコントロールに関わる規制が各国で個別に法制化されたり、検討が進められている。同じ領域の事柄について加盟国ごとに異なる要件が導入または提案されているため、対応が大きな負担となっている。	新規	・EU域内で加盟国ごとにそれぞれ個別の対応を取る必要がないようにするため、EUの共通規制にして頂きたい。 ・EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮して頂きたい。	・Décret n° 2023-588 du 11 juillet 2023 pris pour l'application de l'article 1er de la loi n° 2022-300 du 2 mars 2022 visant à renforcer le contrôle parental sur les moyens d'accès à internet
2	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・電気電子機器の修理可能性/耐久性指数について、EUが規制化を実施または実施を検討しているにもかかわらず、各EU加盟国がバラバラに独自の規制を導入し、必要以上の事業者への負担を生じさせている。	新規	・EUが規制化を実施または実施を検討している領域に対して、加盟国が独自の国内法を導入することで、二重の負担とならないようにして頂きたい。	・Article L541-9-2 Code de l'environnement